

## ○認知機能検査の実施に関する規則

平成21年5月29日

公安委員会規則第17号

改正 平成29年3月10日公安委員会規則第12号 令和元年5月28日公安委員会規則第6号

令和3年3月30日公安委員会規則第17号 令和4年4月12日公安委員会規則第11号

令和7年3月21日公安委員会規則第8号

認知機能検査の実施に関する規則をここに公布する。

### 認知機能検査の実施に関する規則

(目的)

**第1条** この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）の規定に基づき、鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う認知機能検査（以下「検査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検査の種別)

**第2条** 検査の区分は、次のとおりとする。

- (1) 更新時等検査 法第97条の2第1項第3号若しくは第5号による検査又は法第101条の4第2項の規定による認知機能検査
- (2) 臨時検査 法第101条の7第1項の規定による認知機能検査
- (3) その他 前2号以外の再検査や任意の認知機能検査

(検査の受検申込み)

**第3条** 検査の申込みは、認知機能検査受検申込書（別記第1号様式）により検査当日に行うものとする。

(検査結果の通知)

**第4条** 公安委員会は、検査を受検した者に対し、検査の結果に対応する認知機能検査結果通知書（別記第2号様式）を交付して検査結果を通知するものとする。

(検査員)

**第5条** 検査は、次の各号に掲げる要件を備える者（以下「検査員」という。）が実施することとする。

- (1) 21歳以上のものであること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 委託により検査を実施する場合は、検査の実施に必要な技能及び知識に関する公安委員会が行う認知機能検査員講習を終了した者又は検査の実施に必要な技能及び知識に関する公安委員会が行う審査に合格した者

イ 公安委員会において直接検査を実施する場合は、警察庁又は都道府県警察が実施する検査の実施に必要な技能及び知識に関する研修等を終了した者

(検査の委託)

**第6条** 法第108条第1項の規定に基づき検査を委託する場合は、次に掲げる基準を満たす法人に委託するものとする。

- (1) 検査を適正かつ円滑に実施するために必要な数の検査員が置かれていること。
- (2) 検査を行うために必要な施設その他設備を有し、また、当該施設等は高齢者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性が確保されていること。
- (3) 検査の受付、実施、公安委員会への報告、検査結果の管理を適正かつ確実に行う組織及び能力を有すること。
- (4) その他検査を適正かつ円滑に実施するために、必要かつ適切な組織及び能力を有すること。

2 検査を委託する場合は、次に掲げる条件その他必要な条件を付して行うものとする。

- (1) 検査は、公安委員会が定める検査の実施方法等の具体的な基準に従って行うこと。
- (2) 検査の実施に関しては、公安委員会の指導監督に従うこと。
- (3) 公安委員会が行う検査結果の判定に必要な事項を速やかに報告すること。

(検査の委託の解除)

**第6条の2** 検査が法令又はこの規則に違反して行われた場合は、直ちに検査の委託を解除することができる。

(公安委員会への報告)

**第7条** 検査の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、次に掲げる事項について、公安委員会に速やかに報告しなければならない。

- (1) 検査を終了したときは、認知機能検査結果報告書（別記第3号様式）により報告すること。
- (2) 検査結果について、受検者等から苦情や不服の申出があった場合は、その者の氏名、連絡先、検査の実施状況及び苦情や不服の内容並びにこれらに対する対応状況を記録し、報告すること。

(指導監督)

**第8条** 公安委員会は、検査の内容及び方法の確認に努め、検査が適正に行われるように受託者を指導しなければならない。

2 公安委員会は、必要があると認めるときは、受託者に対して必要な報告及び資料の提出を求め、又は検査の状況を調査することができる。

(委任)

**第9条** この規則に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

**附 則**

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

**附 則** (平成29年3月10日公安委員会規則第12号)

この規則は、平成29年3月12日から施行する。

**附 則** (令和元年5月28日公安委員会規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和3年3月30日公安委員会規則第17号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

**附 則** (令和4年4月12日公安委員会規則第11号)

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

**附 則** (令和7年3月21日公安委員会規則第8号)

1 この規則は、令和7年3月24日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の認知機能検査の実施に関する規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別記  
第1号様式(第3条関係)

認知機能検査受検申込書

鹿児島県公安委員会 殿

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

|                            |                                |                               |                              |
|----------------------------|--------------------------------|-------------------------------|------------------------------|
| 受 検 区 分                    | <input type="checkbox"/> 更新時検査 | <input type="checkbox"/> 臨時検査 | <input type="checkbox"/> その他 |
| 受 検 年 月 日                  | 年 月 日                          |                               |                              |
| 受 検 場 所                    |                                |                               |                              |
| 受 検 手 数 料<br><br>(収入証紙貼付欄) |                                |                               |                              |
| 備 考                        |                                |                               |                              |

第2号様式(第4条関係)  
(その1)

にんちきのうけんさけつかつうちしよ  
認知機能検査結果通知書

じゆう　しよ  
住　所  
  
し　めい  
氏　名  
  
せいねんがつび  
生年月日  
  
けんさねんがつび  
検査年月日  
  
けんさ　ば　しよ  
検査場所

そうごうてん  
総合点

|  |
|--|
|  |
|--|

てん  
点  
  
(A　てん  
点)  
  
(B　てん  
点)

きおくりよく　はんだんりよく　ひく　にんちしよ  
記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります。

きおくりよく　はんだんりよく　ていか　しんごうむし　いちじふていし　いはん  
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、  
しんろへんこう　あいず　おく　けいこう  
進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられます。  
こんご　うんでん　じゆうぶんちゆうい　いし　かぞく　そうだん　すす  
今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族にご相談されることをお勧め  
します。  
りんじてきせいけんさ　せんもんい　しんだん　う　また　いし　しんだんしよ　てい  
また、臨時適性検査(専門医による診断)を受け、又は医師の診断書を提  
し　し　こうあんいんかい  
出していただくお知らせが公安委員会からあります。  
しんだん　けつか　にんちしよ　はんめい　うんでんめんきよ　とりけ  
この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転免許の取消  
し　ていし　ぎようせいしよぶん　たいしよ  
し、停止という行政処分の対象となります。

うんでんめんきよしよとう　こうしんてづづき　さい　しよめん　かなら　じさん  
運転免許証等の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年　月　日

鹿児島県公安委員会　印

(その2)

にんちきのうけんさけつかつうちしよ  
認知機能検査結果通知書

じゆう　しよ  
住　　所

し　　めい  
氏　　名

せいねんがつび  
生年月日

けんさねんがつび  
検査年月日

けん　さ　ば　しよ  
検　査　場　所

にんちしよ　きじゆん　がいとう  
「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。

こんかい　けつか　きおくりよく　はんだんりよく　ていか　いみ  
今回の結果は、記憶力、判断力の低下がないことを意味するものではあ  
りません。

こ　じ　ん　さ　　かれい　　にんちきのう　しんたいきのう　へんか  
個人差はありますが、加齢により認知機能や身体機能が変化することか  
ら、自分自身の状態を常に自覚して、それに応じた運転をすることが大切  
です。

きおくりよく　はんだんりよく　ていか　しんごうわし　いちじふていし　いはん  
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、  
しんろへんこう　あいず　おく　けいこう　こんご　うんてん  
進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられますので、今後の運転につい  
て十分注意してください。

うんてんめんきよししょうとう　こうしんてづづき　さい　しよめん　かなら　じさん  
運転免許証等の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年　　月　　日

鹿児島県公安委員会　印

(裏面)

にんちきのうけんさ はんてい けいさんとう  
認知機能検査の判定や計算等について

そうごうてん はんてい  
総合点による判定

|                |                                                  |
|----------------|--------------------------------------------------|
| てんみまん<br>36点未満 | きおくりよく はんだんりよく ひく<br>記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。 |
|----------------|--------------------------------------------------|

はんてい きじゆん てんすう てん にんちきのうけんさ けつか にんちしようせんもんい  
判定の基準となる点数(36点)は、認知機能検査の結果と認知症専門医に  
よる診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。  
にんちきのうけんさ きおくりよく はんだんりよく じようきよう かんい けんさ  
認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって  
かくにん 確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。  
したがって、そうごうてん てんみまん ただ にんちしよう  
しめ ことを示すものではありません。  
また、36点以上であったとしても、かならずしも認知症でないことを示すも  
のではありませんので、きおくりよく はんだんりよく ふあん かた ちか いりよう  
機関等で相談されることをお勧めします。  
にんちしよう 認知症のおそれがあるとされても、めんきよしようとう こうしん  
ただ めんきよ と け することはできます  
し、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、けいさつ れん  
らく い しんだん う 給があり、医師の診断を受けることになります。  
にんちしよう しんだん ばあい めんきよ と け また ていし こん  
かい けんさ けつか ごしつもん かた にんちきのうけんさ おこな  
回の検査の結果について、御質問のある方は、認知機能検査を行ったところ  
す とどうふけんけいさつ うんてんめんきよたんとうか と あ  
やお住まいの都道府県警察の運転免許担当課までお問い合わせください。  
い。

そうごうてん けいさん  
総合点の計算

そうごうてん つぎ けいさんしき あ さんしゆつ  
総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。  
ただ かいとう おお そうごうてん たか  
正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。  
そうごうてん  
総合点=2.499×A+1.336×B  
Aは、きおく しゆるい なまえ ただ かいとう  
てんすう ただ かいとう  
についての点数です。正しく回答すると点数がつかます。  
とし つぎ ひ ようび ただ かいとう  
Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されて  
てんすう ただ かいとう てんすう  
いるかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかます。

第3号様式(第7条関係)

鹿児島県公安委員会 殿

認知機能検査結果報告書

年 月 日

このシートは認知機能検査専用入力シートです。このシートに日付ごとに入力して下さい。尚、行の追加・削除・項目の幅の変更・印刷時の印刷範囲・向き・拡大縮小・品質・サイズ・余白・ヘッダーフッター等変更はできません。

【入力要領】

- \* 「区分」については、4：認知機能検査 を固定表示。
- \* 「検査場所」については、検査場所コードを入力。
- \* 「検査番号」については、検査番号を入力。検査番号は、年間の通し番号です。(1月1日～12月31日まで)
- \* 「検査日」については、検査日を入力。注。検査日は2022年5月14日以降を入力
- \* 「通／篇」については、0：更新 1：臨時認知機能検査
- \* 「管理番号」については、臨時認知機能検査通知(受検表)に記載されている管理番号(4ケタ)を入力。尚、管理番号は、免許センターから受検者に番号を通知します。通常の更新の場合は、0000を入力。
- \* 「生年月日」については、和暦7桁の元号は 1：明治 2：大正 3：昭和 を入力する
- \* 「性別」については、1：男 2：女 を入力する
- \* 「手がかり再生」については、(通常)における得点の中断は777を入力、(その他)における中断は888を入力する。
- \* 「時間の見当識」については、(通常)における得点の中断は777を入力、(その他)における中断は999を入力する。
- \* 「検査種類」については、0：認知機能検査(通常) 1：認知機能検査(その他) 2：認定認知機能検査(通常) 3：認定認知機能検査(その他)
- \* 「検査種別」については、0：免許更新 1：臨時認知機能検査 3：任意の認知機能検査(臨時高齢者講習が免除とならない検査) 4：その他

自動車学校

|      | 区<br>分 | 検査場所 | 検査番号 | 検査日   | 免許証番号 | 通<br>／<br>篇 | 管理<br>番号 | 氏<br>名 | 生年月日  | 性別 | 手がかり<br>再生 | 時間の<br>見当識 | 検査<br>総合点 | 結果<br>判定 | 検査<br>種類 | 検査<br>種別 |  |  |  |  |  |  |
|------|--------|------|------|-------|-------|-------------|----------|--------|-------|----|------------|------------|-----------|----------|----------|----------|--|--|--|--|--|--|
| 0001 | 4      |      |      | 年 月 日 |       |             |          |        | 年 月 日 |    |            |            |           |          |          |          |  |  |  |  |  |  |
| 0002 | 4      |      |      | 年 月 日 |       |             |          |        | 年 月 日 |    |            |            |           |          |          |          |  |  |  |  |  |  |
| 0003 | 4      |      |      | 年 月 日 |       |             |          |        | 年 月 日 |    |            |            |           |          |          |          |  |  |  |  |  |  |
| 0004 | 4      |      |      | 年 月 日 |       |             |          |        | 年 月 日 |    |            |            |           |          |          |          |  |  |  |  |  |  |
| 0005 | 4      |      |      | 年 月 日 |       |             |          |        | 年 月 日 |    |            |            |           |          |          |          |  |  |  |  |  |  |
| 0006 | 4      |      |      | 年 月 日 |       |             |          |        | 年 月 日 |    |            |            |           |          |          |          |  |  |  |  |  |  |
| 0007 | 4      |      |      | 年 月 日 |       |             |          |        | 年 月 日 |    |            |            |           |          |          |          |  |  |  |  |  |  |
| 0008 | 4      |      |      | 年 月 日 |       |             |          |        | 年 月 日 |    |            |            |           |          |          |          |  |  |  |  |  |  |
| 0009 | 4      |      |      | 年 月 日 |       |             |          |        | 年 月 日 |    |            |            |           |          |          |          |  |  |  |  |  |  |
| 0010 | 4      |      |      | 年 月 日 |       |             |          |        | 年 月 日 |    |            |            |           |          |          |          |  |  |  |  |  |  |
| 0011 | 4      |      |      | 年 月 日 |       |             |          |        | 年 月 日 |    |            |            |           |          |          |          |  |  |  |  |  |  |
| 0012 | 4      |      |      | 年 月 日 |       |             |          |        | 年 月 日 |    |            |            |           |          |          |          |  |  |  |  |  |  |
| 0013 | 4      |      |      | 年 月 日 |       |             |          |        | 年 月 日 |    |            |            |           |          |          |          |  |  |  |  |  |  |
| 0014 | 4      |      |      | 年 月 日 |       |             |          |        | 年 月 日 |    |            |            |           |          |          |          |  |  |  |  |  |  |
| 0015 | 4      |      |      | 年 月 日 |       |             |          |        | 年 月 日 |    |            |            |           |          |          |          |  |  |  |  |  |  |
| 0016 | 4      |      |      | 年 月 日 |       |             |          |        | 年 月 日 |    |            |            |           |          |          |          |  |  |  |  |  |  |
| 0017 | 4      |      |      | 年 月 日 |       |             |          |        | 年 月 日 |    |            |            |           |          |          |          |  |  |  |  |  |  |
| 0018 | 4      |      |      | 年 月 日 |       |             |          |        | 年 月 日 |    |            |            |           |          |          |          |  |  |  |  |  |  |
| 0019 | 4      |      |      | 年 月 日 |       |             |          |        | 年 月 日 |    |            |            |           |          |          |          |  |  |  |  |  |  |
| 0020 | 4      |      |      | 年 月 日 |       |             |          |        | 年 月 日 |    |            |            |           |          |          |          |  |  |  |  |  |  |